

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈小石川植物園 旧東京医学校本館 写真提供 町田和子氏〉

—令和3年会員増強キャンペーンにご協力下さい— 今後の年末調整等説明会の取りやめについて

2021.10・11
No. **572**
令和3年

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ	3
インボイス制度登録申請受付開始のお知らせ	4
所定労働時間内の移動時間の取扱いと賃金	6
令和3年度「業務改善助成金」のご案内	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

10月・11月(12月)実施する主な事業

一般参加可能行事 地域・社会貢献活動

- 10月から11月に各ブロックで税務講習会を開催する予定です。主な内容は、『令和3年度税制改正について』『消費税のインボイス制度について』を予定しています。
※ご案内は直接お葉書でご案内差し上げます。
 - 9月から10月に掛けて6回の開催予定しておりました、『経理実務講座』に代わりオンラインで11月から12月に掛けて『はじめての経理実務』と題して配信します。
1回2時間の6講座で、期間中24時間何度でも受講可能(詳細:同封チラシ参照)
 - 11月4日(木)13:30~15:00 2021年『年末調整実践セミナー』をオンラインZOOM配信します。(詳細:同封チラシ参照)
 - 11月25日(木)~12月8日(水)の2週間、6時間講座・24時間配信、給与・報酬等に係る「源泉徴収の実務」をオンライン配信します。(詳細:同封チラシ参照)
 - 11月24日 経営税務学校(税を考える週間協賛行事)
 - 12月2日 税について「書写、絵はがき、標語、作文」合同表彰式
 - 12月13日 第4回理事会
- ※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

セミナーオンデマンドとDVD無料レンタルのご案内

渋谷法人会HPから税務、経営、労務等会社経営に役立つセミナーをご覧いただけます。
会員でない方でもご覧いただけるものもありますが、会員の方は是非、メールアドレスの登録をして、会員専用セミナーもご覧下さい。
また、“マイナンバー”をはじめ簿記、ビジネスマナー、エクセル講座や職場のストレスケアなどの知識を得られるDVD無料レンタルもあります。(会員のみ)

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ

渋谷法人会

検索

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和3年10月19日(火)
午後1時30分~3時30分

〈新型コロナ感染対策の為、開催中止〉

日時 令和3年11月
15日(月) 16日(火) 17日(水)
各午後1時30分~3時30分

場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

訃報

有明 利昭氏(享年69歳)

当会副会長、事業研修委員長の有明利昭氏におかれましては7月31日逝去されました。

ここに謹んでご報告いたしますと共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



研修会・講習会等の開催について

新型コロナウイルス感染はまだまだ予断を許さない状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡を差し上げますと同時に、当会ホームページに掲載いたします。

ソーシャルディスタンス確保のため、通常より定員を少なくさせていただきます。ご参加いただく際は、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、当日体調の悪い方は、参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

会場での検温にご協力下さい。当日は座席を指定させていただきますと同時に配席表を作成いたしますので、お申込みの際は、フルネームをお知らせ下さい。

会員増強キャンペーン

令和3年10月～令和4年3月

例年10月～12月の3ヶ月間、増強目標を定めて実施している会員増強月間ですが、今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、増強目標を定めず、できるだけ個別訪問等をしないで、期間を本年10月から来年3月末までに拡大の上、同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシを活用していただき実施することにしました。

法人会に入会しますと、法人会が開催いたします諸事業に無料、または非常に安い料金で参加可能です。決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加でき、地域での情報も得ることができます。法人会は、様々な業種の法人の集まりです。多くの経営者の方々と親交を深められ、事業のプラスになります。

☆同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシをご活用いただき、是非ご紹介下さい☆

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～今後の年末調整等説明会の取りやめについて～

今般の新型コロナウイルス感染症に対する行動様式の変化等を踏まえ、大規模集合方式による年末調整等説明会については、**令和3年以降開催しない**こととなりました。

年末調整に関する動画や年末調整関係の用紙など、年末調整に関する各種情報については、10月中旬から国税庁ホームページの「年末調整特集ページ」にてご確認ください。

給与支払報告書の用紙については、区のホームページからダウンロードすることができます。税務署及び区役所においても、10月下旬から用紙配付を行う予定です。

【問合せ先】

○源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181(代表)

○用紙請求、法定調書関係について

渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181(代表)

○給与支払報告書及び住民税特別徴収について

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726(直通)

渋谷税務署への電話は、自動音声に従い、
 ●年末調整関係の用紙請求は、「2」番（渋谷税務署）を選択して下さい。
 ●年末調整のしかたなど、国税に関する一般的な相談は、「1」番を選択し、電話相談センターをご利用下さい。

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- ☒ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		
△△商事 株式会社 登録番号 T 012345...		
11月分 131,200円 ××年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）	

事業に参加することがメリットにつながる

所定労働時間内の移動

今回は、コロナ禍で問い合わせが多い労働時間と賃金の考え方について取り上げたいと思います。

労働者が外出先（例えば、顧客先への訪問など）での業務のために、朝から直行・直帰で仕事を行う場合、午前中はオフィスで仕事をし、午後から外出先で業務をこなし、業務終了後にそのまま帰宅することはよくあります。

このようなケースで、自宅又はオフィスから外出先、外出先から自宅までの移動時間は労働時間となるのか、また、賃金はどのようになるのかを考えてみます。

◆ケーススタディー

ここでは、始業9時、終業18時、休憩1時間、所定労働時間8時間の会社を例に、2つの事例を考えてみます。

<ケース①>

朝から顧客先に出向いて途中、昼休憩1時間を取り、9時から18時まで業務を行い、業務終了後そのまま帰宅をした。

<ケース②>

午前中にオフィスに出社して9時から業務を開始し、12時からの昼休憩1時間の後に、顧客先に出向いて14時から19時まで業務を行い、業務終了後そのまま帰宅をした。

ケース①では、休憩1時間を除き、実際に業務に従事した9時から18時までの8時間が労働時間であり、業務開始前の自宅から顧客先への移動時間と業務終了後の顧客先から自宅への移動時間は、日々の通勤時間と同様に労働時間とはなりません。したがって、この場合には、オフィスで定時勤務した場合と同様に賃金を支払えばよいことになります。

では、ケース②についてはどうでしょうか。午前中の9時から12時までは、通常のオフィス勤務ですので特に問題はありません。問題は、昼休憩60分の後に13時から14時まで顧客先に移動して、14時から19時まで業務を行っている点です。

まずは、13時から14時までの移動時間1時間分の取扱いです。

この1時間については、所定労働時間内の移動であり、かつ、会社の指揮命令下で移動を命じられているものであるため、労働時間として取扱うべきであると考えるのが多くの方の意見ではないでしょうか（「労働時間説」といいます。）。

しかし、このような考え方に対しては、以下のような説明も成り立つのではないかと思います。まず、労基法上の労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令下にある時間」であり、その内容としては、現に業務に従事している時間とともに、業務と業務の合間の待機時間（手待時間）も含むことになります（これを「実労働時間」といいます。）。

ケース②での13時から14時までの移動時間は、現に業務には従事していないため、次の業務の開始は顧客先に到着した後の14時からになりますので、移動時間中、会社からの指示待ちの状態で待

時間の取扱いと賃金

社会保険労務士 安藤 貴裕

機しているわけでもありません。そのため13時から14時までの移動時間は、労基法上の労働時間ではないということになります（「非労働時間説」）。

では、この間の賃金はどうでしょうか。労働時間ではないため1時間分の賃金を控除してよいかというとそうではありません。労働者は、各労働日の所定労働時間に実際に業務に従事することができるように体勢を整えていることになります。13時から14時までの移動時間は、会社の判断（命令）で業務に従事できないこととなり、会社の責めに帰すべき事由による労務不提供となることから、賃金債権は失われないことになります（民法536条2項）。

労働時間説と非労働時間説のどちらに立つのかによって、ケース②の18時から19時までの1時間分が法定時間外労働になるのかどうかという違いが生じます。

労働時間説では、移動時間も含めて労働時間と考えることになりますので、18時までの業務で既に8時間勤務となるため、18時から19時までの1時間分は、1日8時間の法定労働時間を超える労働として時間外労働となり、割増賃金の支払いが義務づけられることになるのに対して、非労働時間説では、13時から14時までの1時間分は労働時間ではないため、19時まで業務をしても1日8時間の法定労働時間を超える労働は発生しないことになります。

◆厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」について

この点に関連して、厚生労働省が発出している「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」では、「勤務時間の一部についてテレワークを行う際の移動時間」について以下のような説明があります。

『例えば、午前中のみ自宅やサテライトオフィスでテレワークを行ったのち、午後からオフィスに出勤する場合など、勤務時間の一部についてテレワークを行う場合が考えられる。こうした場合の就業場所間の移動時間について、労働者による自由利用が保障されている時間については、休憩時間として取り扱うことが考えられる。』

一方で、例えば、テレワーク中の労働者に対して、会社が具体的な業務のために急きょオフィスへの出勤を求めた場合など、会社が労働者に対し業務に従事するために必要な就業場所間の移動を命じ、その間の自由利用が保障されていない場合の移動時間は、労働時間に該当する。』

上記ガイドラインの説明では、移動時間中に「自由利用が保障されているかどうか」という点に着目しており、テレワーク中の労働者に対し、会社がオフィスへの出勤を命じた場合には、当該労働者は、その移動時間中についても「自由利用が保障されていない」かのように読めますが、毎日、オフィス勤務を命じられている労働者の通勤時間であっても「自由利用が保障されていない」ということにもなりかねず（オフィスへの出勤を、急遽命じられたのか、日常的に命じられているのかで決定的な違いがあるとも考えられない。）、必ずしも明確な説明になっていないという疑問があります。

皆さまの会社は、いかがでしょうか。

令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。

○活用事例と留意点は裏面をご覧ください！

※申請期限：令和4年1月31日（郵送の場合は必着）

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす中小企業の事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（※1） ・事業場規模（労働者数）100人以下	3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 （※2）
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7～9人	70万円		
		10人以上★	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7～9人	100万円		
		10人以上★	120万円		
45円コース (8月新設)	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7～9人	150万円		
		10人以上★	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7～9人	230万円		
		10人以上★	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7～9人	450万円		
		10人以上★	600万円		

★ 特例事業場：コロナ禍の影響で前年又は前々年同期値と比較して生産量等（売上高、販売数等）が30%以上減少した事業場は10人以上の上限額の適用対象です。

（※1）東京都最低賃金額は令和3年8月現在1013円ですので、雇入3か月以上で時間額**1043円以下**（月給者・日給者は時間額に換算）の労働者（試用期間で試用期間終了後に所定の昇給がある労働者、最賃特例許可労働者を除きます）が事業場に1人以上いることが申請要件です。（全員が1043円を超えている場合は申請できません。）

（※2）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

「引き上げる労働者数」とは？

「引き上げ前の時間額が引き上げ後の事業場内最低賃金額未満」かつ「コース額以上引き上げる」労働者の人数です。雇い入れ3か月未満の労働者も、これら2つの要件を満たしていれば、人数にカウントできます。

電子納税、電子申告を活用しよう

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを、労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に事業実
施結果を報告

支払請求

支給

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」R3年8月10日～ 03-6388-6155(平日8:30-17:15)

または

- ◆ 「東京働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-232-865 (平日9:00-17:00 千代田区神田富山町25サックス神田ビル2F)



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は事業場所在地を管轄する都道府県労働局です。都内の事業場の申請窓口は、「東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係」03-6893-1100(平日9:00-17:00)です。申請は企業単位ではなく、事業場(店舗、営業所等)単位です。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン等の汎用性事務機器購入費、セキュリティ対策費等、**通常の事業活動の経費は助成対象外**です。
- ◇ **特例事業場で30円コース以上**ならパソコン(新規購入に限る)、11人乗以上の乗用車、貨物車も対象です。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

～・業務改善助成金の活用事例～

事例1

業務改善

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>
【所在地】新潟県 【従業員数】40人
【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応> 弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい

専務取締役

<独自の工夫>
以前は4種類の惣菜用の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

盛り付け時間が25%削減

<実施内容> ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果> 弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のポイント
ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

事例2

業務改善

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>
【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食品小売業

<課題と対応> 繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や約款の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい

人事課長

<独自の工夫>
各レジケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(客スィッチを押し付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたり、廃棄ロスや保管費の削減につなげている。

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、盛り付けや約款の受け渡しの間違いがなくなった

<実施内容> 商品のバーコード読み取り後の購入代金や約款の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果> レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のポイント
セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

東京労働局

(R3.8.2)

自分への思いやりから始まる対人関係

産業カウンセラー
柏木 勇一

「どうして私だけ出社するの？」と訴えた派遣社員Aさん

コロナ禍での働き方の変化は長期化しています。このまま元に戻ることはないかもしれない、という声もあります。変化のひとつがテレワークです。東京など人口が多い都市では、人の流れを減らすために、出勤しないで、自宅でオンラインで連携しながら仕事をするケースが広がりました。ところが、非正規の社員、例えば派遣社員はその対象から外されるケースも見られました。相談してきたのは20代の女性派遣社員Aさんです。営業事務職で顧客先との連絡だけではなく、自分の部署以外の業務も任されたと言いました。

このようなテレワークの欠点を補う会社側の努力や工夫も見られたことは皆さんご承知の通りです。一方、不満を感じた社員が納得できる道はないのでしょうか。ここでは別の視点からAさんと話し合い、気持ちを切り替えてもらいました。それが、まず自分への思いやり、という姿勢です。

頑張っている自分に、自分からいたわりの言葉をかけましょう

これは、『セルフ・コンパッション』と呼ばれる、アメリカで生まれた新しいストレス対処法です。コンパッションは思いやり、慈悲の心と訳されます。従ってセルフ・コンパッションは「自己への思いやり」という意味です。自分自身に優しく語りかけてみてください。「頑張ってるね」と。自分を責めるのではなく、自分をいたわる気持ちになるはずです。自分にとって都合のいい感情に置き換えていることで、他人への嫌悪や距離を感じて苦しんでいるケースが多いのですが、自分をいたわることで、その偽りの感情は消えると説明されています。

Aさんにこの話をしました。最初は抵抗があったようですが、自分への思いやりという姿勢が自分の中に浸透していくにつれて、分かってもらえました。余計なことを考えないで仕事に集中できたこと、ミスしても回復が早くなったこと、なども語ってくれました。

相手からも思いやりが返り、職場に潤いが戻ります

セルフ・コンパッションには続きがあります。自分への思いやりを持つと、自然に他人への思いやりも発揮するようになるのです。周囲のモチベーションを高め、部署全体の業績向上にも良い影響を与える効果が期待されます。自分の本音に気付いて自分らしく生きる契機となり、職場でもコミュニケーションを円滑にし、共感のある温かい人間関係を築くことになる流れです。この流れのゴールは「他者からの思いやり」です。誰かに思いやりを向けることで、その見返りとして、相手からも思いやりが返ってくるという図式です。

Aさんも深くうなずいてくれました。コロナ禍で多くの働く人が悩み、苦しんでいます。今回紹介したセルフ・コンパッションを取り入れてみてはいかがでしょうか。3つの流れを示しましたが、まずは自分への思いやり。小さなことでもできている自分を褒めることから始めてみてください。

【著者紹介】 柏木勇一（かしわざ・ゆういち）大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー。家族相談士。交流分析士。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 互井 敏勝



リサ：新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として在宅勤務を進めていますが、使用するマスク等の消耗品の購入費用を従業員に支給した場合、給与として課税対象になりますか？



サキ先生：勤務時に使用するマスクや消毒液など、在宅勤務のために通常必要な費用（消耗品等）を精算する方法により支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。



リサ：在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法とはどのようなものですか？



サキ先生：精算する方法としては、会社が在宅勤務に通常必要な費用として仮払いした後、従業員が業務のために使用する消耗品等を購入し、その領収証等を会社に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を会社に返還）する方法や、従業員が業務のために使用する消耗品等を建て替え払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を会社に提出してその費用を精算（購入費用を会社から受領）する方法が考えられます。



リサ：パソコンなどの事務用品等を支給した場合も、給与として課税する必要はありませんか？



サキ先生：会社が所有する事務用品等（パソコン等）を従業員に貸与する場合は、給与として課税する必要はありませんが、事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）は、現物給与として課税する必要があります。この貸与には、例えば、従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を支給という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却する場合も、貸与とみて差し支えありません。



リサ：従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合はどうなりますか？



サキ先生：通話料は、通話明細から業務のために使用した金額が確認できるので、その金額を支給する場合は、給与として課税する必要はありません。また、基本使用料やインターネット接続に係る通信料は、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。なお、営業担当など業務のための通話等を頻繁に行う場合の通話料、基本使用料、インターネット接続に係る通信料は、簡便的な算式（従業員が負担した1ヶ月の通信費×その従業員の1ヶ月の在宅勤務日数／該当月の日数×1/2）等により算出したものを支給する場合は、給与として課税しなくて差し支えありません。



リサ：感染が疑われる従業員に対してホテルなどで勤務することを認め、そのホテルの利用料や交通費を従業員に支給した場合はどうなりますか？



サキ先生：職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合、その勤務に係る通常必要なホテルの利用料や交通費について、その費用を精算する方法または会社の旅費規定などに基づいて、従業員に対して支給する一定の金銭についても、給与として課税する必要はありません。



リサ：なるほど。基本的には新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、業務のために通常必要な費用を負担する場合には給与として課税しなくていいのですね。

【著者紹介】互井敏勝（たがい としかつ）1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和3年版 税制改正経過一覧ハンドブック』『経営に活かす税務の数的基準』（共著、大蔵財務協会）『所得税重要事例集』（共著、税務研究会）など。

激甚化する自然災害から従業員を守れ！

日刊工業新聞社 岡田直樹

東日本大震災から10年経ったが、貴社の防災対策は進展しているだろうか。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、地震、台風、豪雨などの自然災害に見舞われる「複合災害」のリスクが高まっている。本社工場など拠点が限られる中小企業では、事業継続計画（BCP）の策定など事前の備えが存続を左右する。従業員の安全を守るところから対策に着手したい。

間もなく本格的な台風シーズンに突入する。2019年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）は、静岡県や新潟県、関東甲信・東北地方など広域に甚大な被害をもたらした。24時間降水量は103地点で観測史上最高となるなど記録的な大雨となった。

中央防災会議ワーキンググループの報告によると、台風19号により屋外で亡くなった50人のうち「工作中」「通勤・帰宅中」の被災が3割弱含まれる。企業は率先して従業員の安全確保に取り組む必要がある。

内閣府は今年4月、企業の事業継続能力向上のための基本的な考え方をまとめた「事業継続ガイドライン」を改定した。気候変動に伴う風水害の激甚・頻発化という近年の災害特性を踏まえ、従業員の安全確保により注力するよう求めている。

具体的には、台風や豪雨で公共交通機関が計画運休となるなど、出勤や退勤が困難になることが想定される場合は、計画休業やテレワークの実施、特別休暇の取得などにより、危機が去るまで従業員を待機させることが重要としている。

天候が悪化する中で従業員を帰宅させる場合は、特段の注意を払う必要がある。50人の半数以上は車で移動中に亡くなり、その8割強は水害によるものだ。立体交差のアンダーパスが冠水し、車ごと深みにはまる痛ましいケースも少なくなかった。

設備管理などで出社しなければならない従業員は、工場が高台になどにあり、安全を確保できるなら、職場に留まることも有効な選択肢になる。台風などの進行型災害では準備の時間がある。自社への影響が最大化するとみられる時刻から逆算し、早めに避難体制を整えておく。こうしたタイムライン防災の視点に立ち、従業員の生命を守ることから自然災害に強い組織づくりを進めたい。

産業廃棄物処理業の鈴木工業（仙台市若林区）は、東日本大震災で5メートルを超す津波により、処理施設の機能を喪失したが、平時から積み重ねてきた訓練が生きた。従業員がすぐに大型発電機を手配し、ピンチをしのげた。焼却炉を稼働させるには攪拌や送風に電力が要る。インフラの復旧は当面難しいと読んだ。

各調査機関のアンケートによると、東日本大震災以降、中小企業のBCP策定率は漸増傾向にあるものの、全体の2割に満たない。鈴木工業の鈴木伸彌社長は「できるところから始めてほしい。費用をかけられない中小企業では、従業員の防災意識を高めるなど、ソフト面の対策が肝になる」と話す。

従業員の個別事情を考慮のうえ、一枚紙に各人の初動対応をまとめて社内共有し、いざという時に遅滞なく発動できるようにしておくだけで効果がある。鈴木工業では安否確認を迅速に行えるよう、従業員が社内の緊急連絡先や家族の電話番号を記した防災カードを携帯している。アナログ的な手法も活用し、堤防より心の壁を高くしておきたい。

【筆者紹介】 岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。埼玉県出身。

令和3年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	スクエアワン(株)	石川 和司	広尾1-3-18	5792-5411	コンサルティング業
2	(株)アイコンサルティング	市川 英夫	恵比寿南1-12-2	3710-8686	不動産・美容サロン
2	新日本開発工業(株)	前田浩之助	代官山町 4-1	6433-7540	サービス業
3	(有)昌幸商事	蓮見 幸子	渋谷1-3-18	3794-3717	不動産
4	クリエイティブ・ファクトリー(株)	越澤 勝好	道玄坂2-10-7	5419-1940	イベント企画運営
5	サムライヌードル(株)	奥村 宗浩	道玄坂2-10-3	6416-3778	飲食業
6	(株)Moorpark Consulting	藤澤 智子	富ヶ谷2-9-14		市場調査・経営コンサルティング業
6	宮崎フェンス工業(株)	宮崎清一郎	上原3-10-2	6407-1034	外構工事
8	(株)スターフィールド	星野 哲平	本町1-28-15	6276-1215	建設業
10	(株)インターテック	石谷 昇太	千駄ヶ谷1-30-8		卸売業

令和3年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(有)エム・ビジョン	清水美奈子	恵比寿西1-31-11		サービス業
3	(株)ラウンドG	向山 登晃	渋谷2-7-13	3407-5450	飲食業
3	(株)エムアンドジェー	平井 基之	渋谷2-19-15	6805-1641	包装業
7	HULL(株)	佐藤 典之	幡ヶ谷1-10-3	5354-7870	サービス業
9	(株)ライフデザイン・パートナー	林 能正	代々木2-30-4		輸入車販売
11	(有)プロントデューエ	判治 潔	神宮前3-22-10	5413-6211	衣料企画製造業
11	インターナショナル・エコミックサービス(株)	細川 倫子	神宮前1-19-13	3404-3431	会計・計理サービス・米国税務処理
区外	個人会員	會田 耕児	世田谷区上用賀5-21-19		税理士業務
区外	(株)Alice	慶長 聖也	千代田区九段北1-14-16	6447-0154	広告制作業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

10・11月

『北原白秋』

日本を代表する詩人の一人。福岡県山門郡沖端町（現・柳川市）にあった造り酒屋の跡取り息子として生まれた。本名は隆吉。早稲田大学英文科中退後、1909年に文芸誌『スバル』の創刊に参加した。初めての詩集『邪宗門』を上梓。官能的、耽美的な作品が話題になった。だが、隣家の人妻と恋に落ち、2人は夫から姦通罪で告訴され、収監されるというスキャンダルに見舞われた。

1913年、初の歌集『桐の花』を刊行。その後、鈴木三重吉の雑誌『赤い鳥』で童謡欄を担当し、次々と童謡を発表。作曲家の山田耕作と雑誌『詩と音楽』を創刊。2人のコンビで『からたちの花』『この道』など300曲以上を世に送り出した。1942年11月2日、57歳で死去した。

『柿』

柿照りて美濃は夕日の大き国 藤田 湘子
古くから日本で栽培され、学名にも「kaki」の文字が含まれるなど、日本を象徴する果物と言える。平安時代の儀式や決まり事をまとめた『延喜式』には、祭礼用として干し柿の記述がある。元は小粒な渋柿ばかりだったが、突然変異で甘い柿ができ、鎌倉時代以降に広まった。

34歳の若さで亡くなった正岡子規は、柿が大の好物だったという。晩年の病床で記した『仰臥漫録』にも、柿が頻繁に登場する。10月26日は「柿の日」。子規が1895年のこの日、奈良を旅して〈柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺〉の句を詠んだとされたことから、定められた。「柿が赤くなれば医者が青くなる」と言われ、ビタミンCやカリウムが豊富な果物。子規もそんな柿で命をつなぎとめようとしたのかも知れない。



メールアドレスを登録しよう



11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、**11月30日(火)**までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

口座振替

ご利用している預(貯)金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税ができます。
詳しくは下記をご覧ください。

クレジットカード

インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。
※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限りです。
※税額に応じた決済手数料がかかります。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホアプリ

利用できるアプリ: au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※領収証書は発行されません。
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

インターネット モバイル バンキング ATM

金融機関・郵便局の(ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません。
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで!!

- 簡単** ● パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

- 便利** ● 依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
● 11月10日までに申込みいただくと、個人事業税第2期からの口座振替が可能です。
※11日以降に申込みいただいた場合、来年度第1期からの振替となります。

- 安心** ● 振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

<口座振替のお問合せ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



【お問合せ先】 <課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁
<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

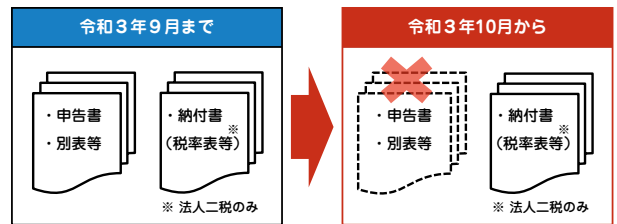
法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物(プレプリント申告書)から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の同封を取りやめました。

なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

振替納税を利用しよう

- 時 期 令和3年10月送付分から
- 対象者 電子申告利用事業者
(東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者)
- 変更点 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
(法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)



- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>) からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

【お問合せ先】 (法人二税) 所管都税事務所の法人事業税担当班
(事業所税) 所管都税事務所の事業所税担当班

昨年度に引き続き、令和3年度も 小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りします。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和3年12月28日です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、10月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
※同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
※こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】 土地が所在する区にある都税事務所

しゅや法人No.571 ナンバープレースパズル●解答

解答	A	B	C	D	E
8	2	3	9	8	

7	1	2	8	9	5	6	3	4
6	8	5	7	3	4	1	2	9
9	3	4	2	6	1	7	8	5
5	2	9	3	8	6	4	7	1
8	4	3	5	1	7	9	6	2
1	6	7	4	2	9	8	5	3
4	5	8	9	7	2	3	1	6
3	9	6	1	5	8	2	4	7
2	7	1	6	4	3	5	9	8

●当選者

しゅや法人No.571の「ナンバープレースパズル」にご応募いただきありがとうございます。

恵比寿 関口様
代々木 野村様
道玄坂 野村様
恵比寿南 原田様
円山町 石井様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

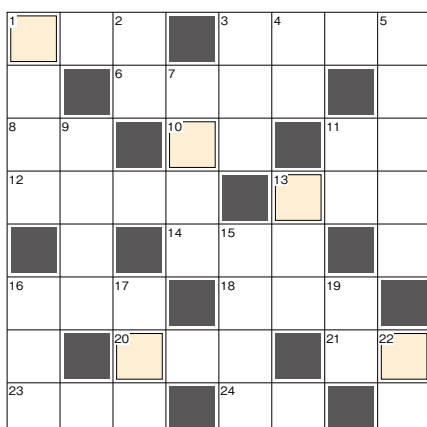
応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和3年10月29日(金)**〈消印有効〉とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

クロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



お茶に関するクロスワードです

タテのカギ

- 北斗七星の形。茶道具の一つです
- 京都、お茶の産地といえは
- アッサム地方がある、世界最大の紅茶生産国
- 温帯だからある、折々に風情
- かつてのセイロン、今の国名は?
- ポッポさんの好物。健康茶といわれる〇〇〇茶
- タダのこと。ご自由にお飲みください
- スプーンを日本語で
- スーサー、ペーパーやスベアが
- 「復習」の、ちょっとカワイイ言い方
- アイスじゃなく、温かいのがいいわ
- キャンプなどに。ポットや水筒より広口で大型
- 世界三大銘茶の一つ。おばあさんのことじゃない

解答欄

ヨコのカギ

- お疲れみたいね。お茶とスイーツで〇〇〇回復を
- 抹茶にするには、白は白でもストーン製の白で
- 自動販売機を略していうと?
- 「トム・○○・クン」の後に甘いタイティー
- アシカやオットセイより巨体ね
- ティーカップの下に敷くのがソーサー
- ウイナティーに浮かぶ、白いお山の正体は?
- 細かく刻む、〇〇〇切り
- 「ゆったり」は擬態語。「ゴクゴク」は〇〇〇語
- 緑茶をフライパンで煎って〇〇〇茶に
- 角をボン。グラニューをサラサラ
- 祭だ祭りだ、高く組んで、上で太鼓
- 遠足で、酔いやすい子は前の席
- ロックアイスを挟んで、グラスにカラン
- 抹茶は緑、麦茶は茶、水には…ありません

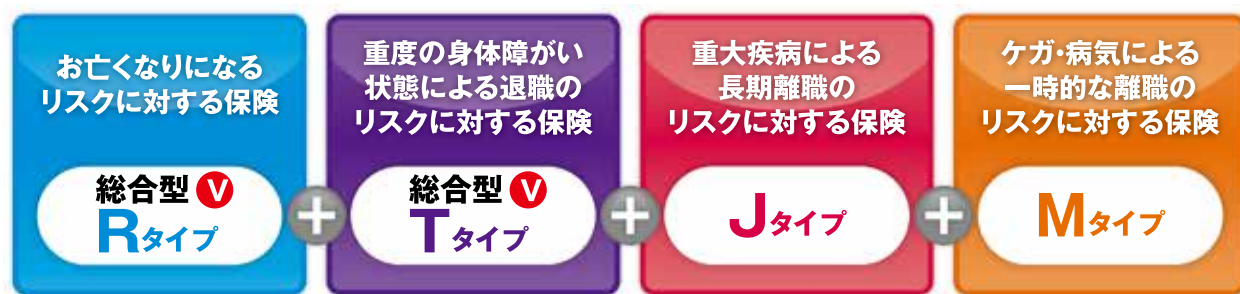
法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIICHI 大同生命保険株式会社
渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9083

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8